

平成11年度
月潟村表彰式

○村の行政、教育文化、産業、保健衛生、民生、土木、事業、その他公益事業について功労顯著なる者

あると認められる考
宮本康明さん
田村甚成さん
坂井 豊さん
小林幹博さん

新規講演会
平成11年度の新春講演会
が、1月9日(日)、農村環境改
善センター多目的ホールで開

講演の内容は、由美さんが長年実践している呼吸法による健康法を体験談や実技を交えてお話ししされました。来場された約500人の方々は習得した呼吸法を現在でも継続されていることと思います。



平成11年度の村政功労者の表彰式が1月9日、農村環境改善センターで行われました。

村政の発展、産業文化、福祉の向上等に尽くされた功績を称えて
15人が表彰されました。

(簡易水道運営委員として満12年以上在職された功績)
阿部 成雄さん

坂井 豊さん

今回の講師には、女優の由美かおるさんをお迎えしました。



平成11年分の所得税の確定申告や住民税の申告が2月16日から始まります。月潟村でも、2月18日から役場相談室において、各地区別に日程を決めて納税相談を行います。

相談期間中は、大変混雑しますので、先に配布済の「納税相談の日程について」をよくお読みのうえ、申告に必要なものを用意して、定められた日においてください。

また、土地や建物の譲渡所得や贈与税の納税相談は、税務署のみの相談となります。

確定申告は「自書申告」で!!

なお、記入できないところ
は、職員が指導します。

- ◎自宅を新築・購入・増改築をした場合
- 「住宅借入金等特別控除」
- ◎多額の医療費を支払った場合
- 「医療費控除」
- ※これらの控除を受けようとする人は、事前に関係書類を用意しておいてください

1、普通田畠経費標準
(1) 水稻
119,100円(10a当り)
青刈稻にかかる経費標準額
については、水稻経費標準額
の30%相当額とする。
なお、青刈稻を飼料用等と
して他に販売した場合には、
その金額は収入金額となる。

作物名等	経費標準額
梨	309,700円
桃	250,100円
ぶどう	ハウス 385,200円 露地 220,500円

作物名等	経費
梨	309
桃	250
ぶどう	385
露地	220

※ 農業所得標準等についての
問い合わせは、役場税務係
におたずねください。

確定申告をしなければならない人

- ①事業をしている場合 不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成11年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき。
- ②サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超えるとき。

給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき。

※①、②に該当しない場合で

紙の配布のあつた人は、必ず持参してください。

『申告に必要なもの』

- ①所得の算出に必要なもの
- ②源泉徴収票
- ③各種保険料控除の支払い証明書等
- ④身体障害者手帳及び戦傷病者手帳
- ⑤医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書
- ⑥印鑑

平成11年分農業所得標準

平成11年分の農業所得標準が、1月26日県下一斉に開示されましたのでお知らせします。農業所得を標準で算出さ

(2) 費標準額
164,500円(10a当たり)
ただし、作付面積が10a以上の場合で、10a当たりの収入金額が25万円を超える場合は、10a当たり25万円を超過する収入金額の66%を右記経費標準額に加算する。

(3) 転作畠

164,500円(10a当たり)
ただし、作付面積が10a以上の場合で、10a当たりの収入金額が25万円を超える場合は、10a当たり25万円を超過する収入金額の66%を右記経費標準額に加算する。

2、特殊田畠経費標準
(1) しいたけを除く特殊田畠経費標準(10a当たり)